

## 「農業土木工事共通仕様書」等の改正について

## 1 改正の基本的考え方

- ・前回改正（令和6年10月）以降に発出された通知等に基づき修正や追加を行う。

## 2 主な改正点

|     | 変更箇所   | 変更点                                            |
|-----|--------|------------------------------------------------|
| 第1編 | 1-1-5  | 「ワンデーレスポンス」新設（国準拠）                             |
|     | 1-1-34 | 「週休二日の対応」【1-1-52からの移設】変更（国準拠）                  |
|     | 1-1-50 | 「不可抗力による損害」に関する追記・変更（国・土木部準拠）                  |
| 第3編 | 1-1-1  | 「暴力団関係者以外による不当介入を受けた場合の措置」追記                   |
|     | 1-1-10 | 「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者等」に関する記載 |
|     | 1-1-14 | 「現場代理人の兼任」に関する変更                               |
|     | 1-1-18 | 「三者技術調整会」について変更                                |
|     | 1-1-45 | 「地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について」新設                 |

## 3 共通仕様書等改正に伴う改正

- ・工事関係書類一覧の一部改正（書類作成の根拠他）。